



市会 議員 関 勝則
せき かつ のり

「地域のチカラ」を、
提案・実践。

◎健康福祉局事業◎
<http://関勝則.com>

平成30年6月15日解禁

「民泊」(住宅宿泊事業)について

2018年6月15日に施行される民泊新法(住宅宿泊事業法)により、事業者として届出を行うことで、住宅(戸建て、共同住宅等)の全部または一部を宿泊施設として運営することが可能となります。今号では、横浜市内で住宅宿泊事業、いわゆる民泊を行うための確認事項や必要な手続きについて解説いたします。

民泊を行う前の確認・実施事項

① 対象となる住宅

設備要件 台所・浴室・トイレ・洗面設備の4つの設備が設けられていること。

必ずしも1棟の建物内に設けられている必要はない。同一敷地内の別の建物に設けられた設備が使用可能であれば、複数の建物をひとつの住宅として届け出ることができる。

居住要件 次のいずれかに該当する家屋であること。

- 人の生活の本拠として使用されている家屋。
- 入居者の募集が行われている家屋。
- 随時その所有者、賃借人または転借人の住居としている家屋。(例えば、別荘・セカンドハウス・転勤等により一時的に空き家となっている家屋)

② 周辺住民への事前通知

届出に先立って、民泊を行う住宅の周辺住民にチラシ等で周知を行い、事業開始時にも同様の周知が必要です。

③ 消防法令等の確認

住宅の形態によっては、旅館やホテルとなる場合があるため、消防局(指導課:045-334-6408)に問い合わせが必要です。

④ 条例に基づく制限の確認 (横浜市住宅宿泊事業の実施に関する条例)

「第一種低層住居専用地域」および「第二種低層住居専用地域」では、月曜日の正午から金曜日の正午(休日、休前日は除く)までの民泊は制限されています。

民泊を行うために必要なこと

届出 横浜市内での民泊事業では、あらかじめ市長に届出が義務付けられています。また、宿泊日数は年間180日迄となっています。なお、届出の際には、事前確認で取得した適合書などが必要となります。

衛生の確保 居室の床面積は、宿泊者一人当たり3.3㎡以上確保し、使用する寝具や貸与品の衛生面に十分配慮する。

民泊の開始後に必要なこと

騒音やごみ処理、火災の防止等について宿泊者に対し説明・注意喚起をすること。

横浜市長への定期報告は偶数月とし、その内容は以下の通りとする。①宿泊日数 ②宿泊者数 ③国籍別の宿泊者数の内訳

上記各種 問合せは	◎法律、制度など	◎横浜市への届出など
	民泊制度コールセンター: 0570-041-389	健康福祉局生活衛生課: 045-671-2447

「民泊」実施の効果を考える

民泊事業は、増加する訪日外国人観光客への対応と、一層の誘客を進めて観光立国を目指そうという、わが国の取組みの一環です。各自治体は住宅宿泊事業法に則り、それぞれの実情を加味したうえで条例を制定し民泊の実施に対応します。横浜市でも外国人観光客が年々増加する中で、19年のラグビーワールドカップや20年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、さらなる対応が求められ各局が様々な取組を進めています。

私は民泊事業を活用し外国人観光客を新たな顧客として各地域の商店街へと誘導できないかと考えます。先日、私のところに磯子区内で民泊を計画している方から相談がありました。早速、商店街との連携について提案をさせていただいたところ、興味を示していただきました。地域の活性化に資する民泊事業となるよう心から願ってやみません。